

第 18 号議案

東別院グラウンドに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
東別院グラウンド
- 2 指定管理者となる団体の名称
東別院町自治会
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

東別院グラウンドに係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
東別院グラウンド	東別院町自治会	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで